

## 第 5 回横浜市入札・契約制度改革検討委員会

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 資料説明

##### ア 制度改革のための多様な意見の聴取結果について

- ・ 事業者アンケート
- ・ 中間答申に対する意見を聴く会
- ・ パブリックコメント
- ・ 建設業者団体との対話会

##### イ 入札・契約制度改革方向性の提言(中間答申)に基づく検討資料

#### (2) 意見交換

( 中間答申に基づく検討 )

#### (3) その他

### 3 閉会

## 第6回 横浜市再発防止対策委員会 議事要旨

- ・日 時：平成15年10月24日（金） 午後1時30分～午後2時40分
- ・場 所：市庁舎2階応接室
- ・委員出席者：清水委員長（副市長）、都市経営局長、総務局長、財政局長、市民局長（代）、福祉局長、都市計画局長（代）、道路局長、建築局長、水道局長、交通局長（代）、泉区長
  
- ・議 題： 入札・契約制度改革について
  - （1）中間答申を踏まえた「不正行為の防止策」の検討
  - （2）「入札・契約事務の一本化」の検討
  
- ・出された主な意見：
  - （1）については、本日の意見を入札・契約制度改革検討委員会へ報告し、同委員会で検討することとし、（2）については、入札・契約制度改革部会において、今後検討を深めることとした。
  
  - （1）不正行為の防止策に対する意見（主な意見）
    - 指名停止措置の強化について
      - ・厳罰化に際しては、指名停止だけでなく、登録抹消も検討すべきである。
      - ・登録抹消と再登録の条件については、セットで考えるべきである。
      - ・本市と本市以外での発注に係る不正行為に対しては、区別すべき。
      - ・本市発注に係る不正行為に対しては厳罰化して良いと思う。
      - ・指名停止と登録抹消では、どちらがより効果があるかは、入札・契約制度改革検討委員会で検討して欲しい。
    - 損害賠償条項の設定について
      - ・他都市の状況を見ても損害賠償条項は設定すべきである。
      - ・東京都は、水道メーター談合事件の契機に、30%に設定している。
      - ・損害賠償条項の設定がない場合、裁判で立証しないと賠償額が確定できない。
    - 入札等監視委員会の設置について
      - ・設置すべき方向にあるが、問題は機能をどうするかである。
      - ・形だけの委員会を設置しても意味がない。
      - ・入札等監視委員会の機能は、発注者に対する監視機能と入札参加者への監視機能と区別して検討すべきである。
      - ・入札参加者の不正行為を認定するというのなら、委員が直接調査を行うべきである。
      - ・他の自治体の内容を調査して報告して欲しい。
  
  - （2）入札・契約事務の一本化の検討について
    - ・一本化は事務の効率化にはつながるが、不正行為の防止策となるのか。
    - ・工事、役務、物品のすべてを対象とするかどうかについては、整理する必要がある
    - ・電子入札を活かしながら、窓口や業務を一本化できると思う。
    - ・様々な意見があるので、引き続き検討して欲しい。

## 第5回 横浜市入札・契約制度改革検討委員会

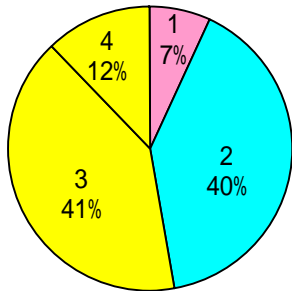
資料
----

1	事業者アンケート集計結果	.....	1
2	中間答申に対する意見を聴く会での各団体意見	.....	4
3	パブリックコメントの集計結果	.....	5
4	建設業者団体の対話会要旨	.....	6

# 事業者アンケート集計結果

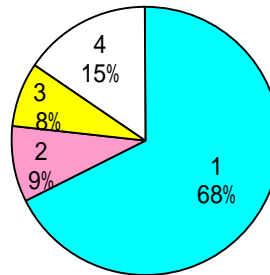
現状肯定の意見 : 青色  
 現状とは反対の意見 : 黄色  
 反対に近い意見 : ピンク

Q3 入札方式について



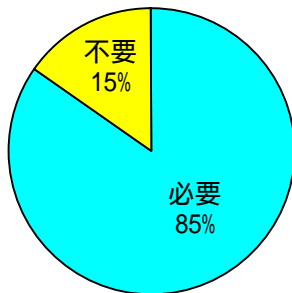
- 1 公募方式主体
- 2 指名競争入札主体 (従来通り)
- 3 段階的に一般競争入札へ移行
- 4 一般競争入札

Q4 ランク制について

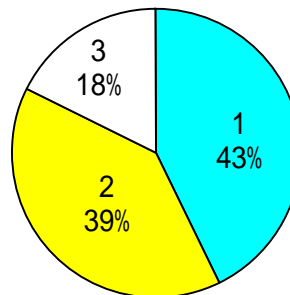


- 1 いままでよい
- 2 統合して少なくする
- 3 ランクは必要ない
- 4 ランクのオーバーラップを認める

Q5 指名競争入札について  
 ア 所在地区分

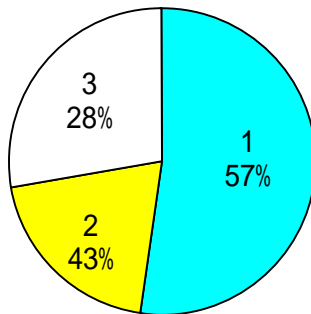


イ 行政区区分



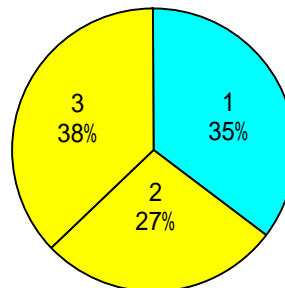
- 1 発注区を中心として、行政区を重視する
- 2 行政区は必要ない
- 3 一定のエリア(複数区)

ウ 希望順位と専門性



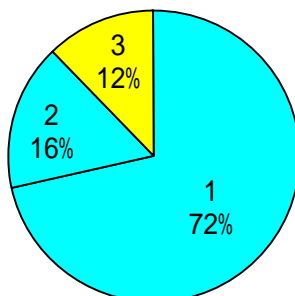
- 1 必要
- 2 不要
- 3 あってもよいが、極端な重視は不要

エ 受注状況



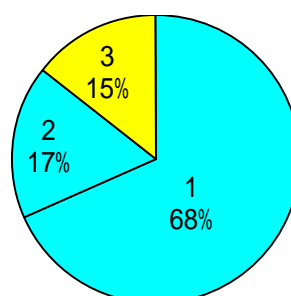
- 1 調整すべき
- 2 調整すべきでない
- 3 調整する必要は無いが、受注限度は必要

オ 工事成績優良業者



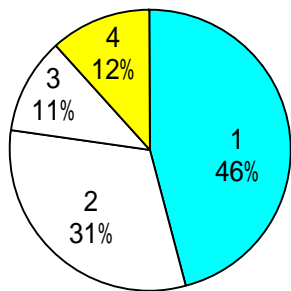
- 1 現状のまま
- 2 さらに重視すべき
- 3 不要

カ 優良表彰業者



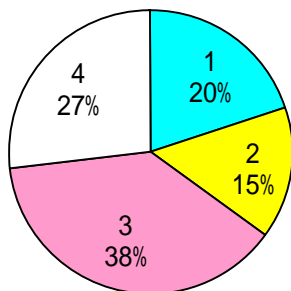
- 1 現状のまま
- 2 さらに重視すべき
- 3 不要

キ 災害協力業者



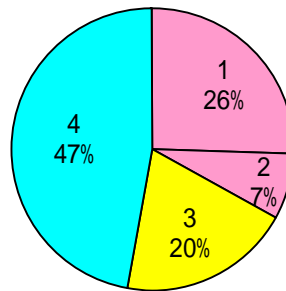
- 1 現状が良い
- 2 実際に出勤・待機した者のみ
- 3 実際に出勤した者のみ
- 4 不要

Q6 郵便入札について



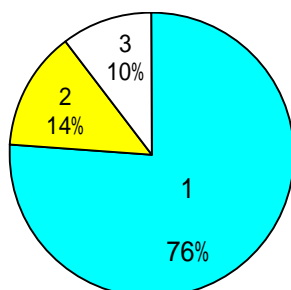
- 1 経費的メリットが無い
- 2 1度の入札で結果が出るので効果的
- 3 入札に出向く必要が無くなり、利便性が向上する
- 4 その他

Q7 価格の事前公表



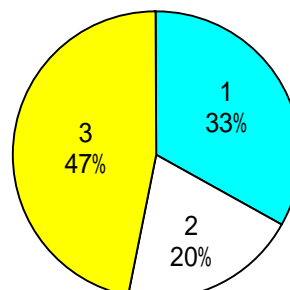
- 1 予定価格のみ事前公表
- 2 最低制限価格のみ事前公表
- 3 予定価格、最低制限価格いずれも事前公表
- 4 予定価格、最低制限価格いずれも事前公表すべきでない

Q8 最低制限価格制度と低入札価格制度



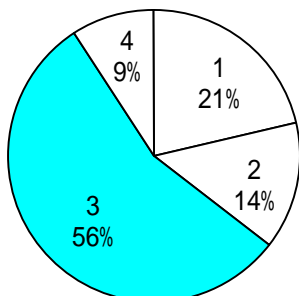
- 1 最低制限価格は必要
- 2 低入札価格にすべき
- 3 両方の制度を併用すべき

Q9 工事費内訳書について



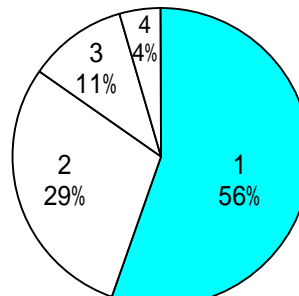
- 1 積算確認のため、内訳書は取るべき(事前公表案件)
- 2 応札額の内訳書を確認
- 3 内訳書の提出は必要ない

Q10 工事の質の確保



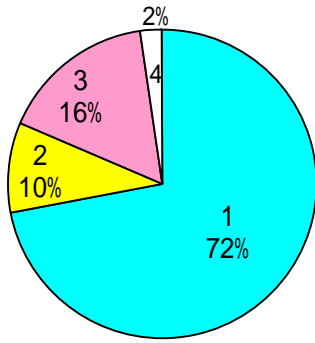
- 1 監督の強化
- 2 検査体制の充実
- 3 金銭的な歯止め
- 4 その他

Q11 技術者に必要な条件



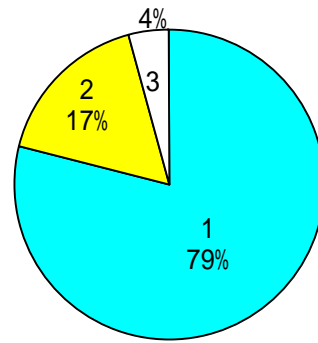
- 1 施工経験
- 2 資格
- 3 常用雇用
- 4 その他

Q12 市内企業の活性化



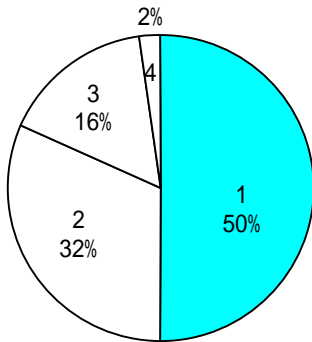
- 1 市内企業を優先すべき
- 2 優先すべきでない
- 3 入札・契約制度以外で行うべき
- 4 その他

Q14 分割発注について



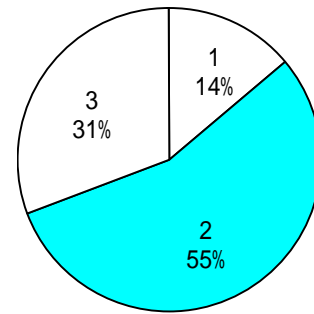
- 1 機会確保のため必要
- 2 工区分割は不要
- 3 その他

Q15 共同企業体について  
・必要



- 1 技術力の補完に有効
- 2 技術の修得に有効
- 3 リスクの分散に有効
- 4 企業合併に結びつく

・不要



- 1 技術修得につながらない
- 2 単体で施工可能
- 3 適用範囲を見直すべき

発送社数: 2,277社 (調査対象: 横浜市内に本店を有する市内企業及び支店を有する準市内企業)

回収社数: 1,523社

有効回答率: 67%

調査期間: 平成15年10月14日 ~ 10月31日

中間答申に対する意見を聴く会での各団体意見

		全国中小建設業協会横浜支部	横浜市電設協会	神奈川県建設業協会横浜支部	かながわ市民オンブズマン	神奈川県建設業協会横浜支部	入札妨害の真相を究明する会
提言1 不正行為の防止策の構築	指名停止措置等の強化	現行どおりで十分厳罰である		企業を抹消するのではなく、再び企業活動が可能となるよう要望			
	損害賠償条項の設定	損害の定義を明確に設定すべき		同上			
	入札等監視委員会の設置	機能について検討し、設置すべき					
	一般競争入札の対象範囲の拡大	現行どおり（政府調達協定対象工事）で実施すべき	工事の質の確保や入札における競争性が損なわれるおそれがある	良い仕事をして次の指名に入るという業者としての努力をないがしろにするおそれがある	一般競争入札（公募型指名競争入札を含む。）の対象範囲を現状よりも大幅に拡大し、かつ、その範囲を具体的に明示されたい		原則的にすべて一般競争入札にすべき
	指名競争入札における指名基準の見直し	現行の指名基準で十分競争性が高い			「行政区」要件を廃止すべき		
	予定価格の事前公表の拡大	各企業の積算能力も技術・経営力の一端であり、事前公表すべきでない		積算努力を行わない不良不適格業者の参入を生み、正常な技術研鑽を阻害するため反対			すべて事前公表すべき
	最低制限価格及び低入札調査基準価格の事前公表	同上		同上			原則として事前公表すべき
提言2 競争性・透明性の向上	業者格付の見直し	現行の4ランクが妥当である					
	競争促進的要因の拡充	評価基準を明確化した上で拡充、優先すべき					
	低入札価格調査制度の対象範囲の拡大	不良不適格業者の排除、公共インフラ品質確保の観点から現行を維持すべき			最低制限価格は設定せず、低入札価格調査制度に一元化すべき		
	多様な入札方式の採用	民の活力を十分に生かす方法を検討すべき					
共同企業体の活用	全体の発注量・バランス・コスト面を考慮して共同企業体を活用すべき						
提言3 工事の質の確保	監督、検査体制の充実	現行で十分に機能している					
	発注者支援データベースの有効活用	活用範囲を拡大すべき					
	工事成績の活用	優良業者の定義、基準を明確化し検討すべき		品質をいかに契約に反映させるかは発注者サイドの責任			
提言4 市内企業の活性化	市内企業優先枠の土俵づくり	市内企業に優先発注すべき	市内企業への発注を促進すべき	地域の経済・社会の発展のために市内企業に優先発注すべき			市内企業に優先発注すべき
	市内企業の下請としての活用	同上					
	分離・分割発注の見直し	全体の発注量・バランス・コスト面を考慮して分離・分割発注すべき	分離発注を適切に実施すべき				中小企業の活性化のため分離分割発注すべき
その他					談合情報があった場合、事情聴取して誓約書を提出させるといふ処理方法は無意味である	積算を無視したダンピング受注については積算内容も含めて公表すべき 施工を発注者として管理できる体制を作るべき	天下りは禁止すべき 生活密着型の公共工事にシフトすべき

# パブリックコメント集計結果

## 1 提出手段

	インターネット	郵送	Fax	直接	総計
	8	156	33	13	210
構成比	3.8%	74.3%	15.7%	6.2%	100%

## 2 所在地別回答数

	市内	市外	回答なし	総計
	171	17	22	210
構成比	81.4%	8.1%	10.5%	100%

## 3 選択肢別回答数

選択肢	総回答数	構成比	所在地					
			市内	構成比	市外	構成比	回答なし	構成比
不正行為の防止策	20	9.5%	15	8.8%	2	11.8%	3	13.6%
競争性・透明性の向上	15	7.1%	12	7.0%	1	5.9%	2	9.1%
工事の質の確保	27	12.9%	22	12.9%	2	11.8%	3	13.6%
市内企業の活性化	144	68.6%	120	70.2%	11	64.7%	13	59.1%
回答なし	4	1.9%	2	1.2%	1	5.9%	1	4.5%
総数	210	100%	171	100%	17	100%	22	100%

## 4 職業別回答状況

職業	選択肢					総計
	不正行為の防止策	競争性・透明性の向上	工事の質の確保	市内企業の活性化	無回答	
会社員	8	9	15	86	1	119
会社役員	1		2	3		6
学生				3		3
建設業			4	13	1	18
公務員				3		3
自営業	1	1		5		7
主婦	2	1	1	8		12
無回答	7	4	4	17	1	33
無職	1		1	6		8
労働組合					1	1
総計	20	15	27	144	4	210



## 5 意見の分類

提言	意見の内容	件数	小計
不正行為の防止策の構築	談合をなくすべき	5	17
	不正行為防止が必要	3	
	価格公表反対	2	
	技術力を評価すべき	2	
	工事成績の重視	2	
	業者の技術力を評価すべき	1	
	厳罰主義への反対	1	
	公正な入札制度の確立	1	
競争性・透明性の向上	競争性の確保	4	13
	透明性の確保	3	
	設計・施工一体方式の導入	2	
	優良業者の優先	2	
	ランク制の維持	1	
	市内企業JVの活用	1	
工事の質の確保	適正価格による品質確保	16	18
	検査体制の強化	2	
市内企業の活性化	市内企業の優先	41	93
	現行制度の維持を希望	19	
	地域経済の活性化	16	
	公共工事減による生活困窮	9	
	防災協力市内企業の優先	8	
その他	無回答	55	69
	議員・公務員の懲罰強化	7	
	検討委員会の委員構成について	2	
	中間答申にすべて反対	2	
	中間答申を評価	2	
	市民に必要な工事の施工を希望	1	
	合計		210

業界団体との対話会一覧表

凡例:○・・・賛成、△・・・条件付賛成又は反対、×・・・反対

項目	提言の方向性	○	△	×	横浜建設業協会	神奈川県建設業協会横浜支部	神奈川県空調衛生工業会	横浜市電設協会	横浜市造園協会	神奈川県道路建設協会	全国中小建設業協会横浜支部	横浜市舗装協会						
<b>1 不正行為の防止策の構築</b>																		
① 指名停止措置等の強化	厳罰化をすべきである。	1	1	1	厳罰化は了承。	○				JVの出資比率が低い場合、指名停止期間を配慮して欲しい。	△	現行どおりでよい。1年でも倒産に追い込まれる。	×					
② 損害賠償条項の設定	設定すべきである。	1	1		設定は了承。	○						損害の定義を明確化すべき。	△					
③ 入札等監視委員会の設置	設置すべきである(機能について継続して検討する)	2			第三者による設置を了承。	○						機能を検討の上、設置すべき。	○					
④ 一般競争入札の対象範囲の拡大	対象範囲を拡大すべきである。	2	5		現状のままがよいが、条件付なら拡大してもよい。	△	拡大すると県外企業が入ってきてしまう。	×	入札参加条件設定がラフ。不良業者の参入を招き反対。	×	不良不適格業者が参入し、不法行為を行う可能性が高く、拡大には反対。	×	段階的な拡大が必要である。	△	WTO対象工事のみ実施すべき。	×	(直接の論議はなかったが、一般競争入札の拡大には反対と思われる。)	×
⑤ 指名競争入札における指名基準の見直し	指名基準を整理すべきである。	2	3			参加資格が適正でない。設計価格の基準がほしい。	△	現在の制度を残してほしい。さらに管工事の工種を細分化してほしい。	×		街路ごとの発注があっても良いと考える。	△	現行どおりでよい。	×	希望順位、行政区区分・工事成績・受注状況を考慮して欲しい。	×		
⑥ 予定価格の事前公表の拡大	さらに公表範囲の拡大をすべきである。	1	7			試行の結果をみて検討すべきである	×	ほとんどが最低制限価格での入札となり、それは博打である。	×	積算なしで入札する業者が出るので反対。行政側の理由だけで公表するのはおかしい。	×	特に問題ない。	○	積算能力も技術経営力の一環であり、公表すべきでない。市は単価を公表しないのはおかしい。	×	積算能力・競争力の低下を招く。	×	
⑦ 最低制限価格及び低入札調査基準価格の事前公表	試行的に実施すべきである。	1	4		同上	×		ほとんどが最低制限価格での入札となり、それは博打である。	×			積算能力も技術経営力の一環であり、公表すべきでない。ダンピングが起り、弱い業者は死ねという内容だ。	×	公表するなら最低制限価格を引き上げるべき。また最低制限価格に張り付く入札はおかしい。	△			
<b>2 競争性・透明性の向上</b>																		
① 一般競争入札の対象範囲の拡大(提言1④再掲)	対象範囲を拡大すべきである。	2	5		現状のままがよいが、条件付なら拡大してもよい。	△	拡大すると県外企業が入ってきてしまう。	×	入札参加条件設定がラフ。不良業者の参入を招き反対。	×	不良不適格業者が参入し、不法行為を行う可能性が高く、拡大には反対。	×	段階的な拡大が必要である。	△	WTO対象工事のみ実施すべき。	×	(直接の論議はなかったが、一般競争入札の拡大には反対と思われる。)	×
② 業者格付の見直し	より簡素化すべきである。	1	4			×			ランク制は長い歴史もあり、工事の品質担保面からも現制度が妥当	×	ランク制は残してほしい。	△	現4ランク制は妥当。	×	現行のままでよい。ランクをなくしても、何らかの区分は必要で不透明になる。	×		
③ 競争促進的要因の拡充	評価基準を明確化したうえで拡充すべきである。	2	1		了承。これまで以上に活用してほしい。	○						優良業者等の評価基準には業界の意見を入れて欲しい	△	評価基準を明確化した上で拡充すべき。	○			
④ 低入札価格調査制度の対象範囲の拡大	対象範囲を拡大すべきである。	1	5		技術力や信頼性、末端業者への支払い状況等を考慮して総合的に判断してほしい。	△			最低制限価格制は長い歴史がある。低入札ではダンピングが行われる。	×	最低制限価格制をできれば残してほしい。	×	価格が底なしに低下するので了承しない。	×	不良業者の排除、品質確保の点から現行維持がよい。	×	拡大すると落札業者がなかなか決まらず業務の停滞を招く。また事故率が増加する。	×
⑤ 多様な入札方式の採用	入札時VE、総合評価方式及び設計・施工一括方式の採用を検討すべきである。		4		応札者の技術力を評価ができるものがよい。DBは限定的に。	△			一括発注方式は認められない	△	設計施工一体型の発注は、業界として賛成しないが、契約後VEなどはよい。	△	民の活力を十分生かす方法を検討すべき。	△				
⑥ 共同企業体の活用	共同企業体の本来の趣旨に沿った採用を検討すべきである。	1	4		今まで以上に活用してほしい。	△	市内同士以外のJVは問題がある。	△	市内企業JVを組んで実績を上げているし、施工能力もあると考える。	○			発注量・コスト面を考慮して活用すべき。	△	専門業者を前提に、危険分散としてのBBJVは活用すべき。	△		
<b>3 工事の質の確保</b>																		
① 監督、検査体制の充実	監督、検査を強化すべきである。	2	2	1	了承。	○		市の担当者は常時10本程の工事を抱えており品質確保は無理	△		検査基準の明確化と、監督員の質の向上をお願いする。	○	現行で十分機能している。	×	低入札工事について検査監督体制を強化すべき	△		
② 発注者支援データベースの有効活用	活用範囲を拡大すべきである。	1	1								有効活用は必要だが、難しいのではないか。	△	活用範囲を拡大すべき。	○				
③ 工事成績の活用	優良業者の一層の優遇策を検討すべきである。	2	1		一層の活用をしてほしい	○						メンテナンス工事の優良業者を別枠にして欲しい	△	優良業者の定義を明確化して検討すべき	○			
<b>4 市内企業の活性化</b>																		
① 市内企業優先枠の土俵づくり	様々な意見もあり、今後も引き続き検討する。	5	2		地元企業防災なので協力しており優先は必要。そうでないと協会を解散することになる	○		準市や市外業者が入札に参加できない。	△	(直接の論議はなかったが、市内企業優先であることは明らか。)	○	市内優先は是非お願いする。	○	市内企業だけの発注でなく、技術力のある準市に発注して欲しい(市内発注が原則との意見もあり)。	△	市内労働力の確保と従業員の納税問題にかかわる重要な問題で、市内優先を原則として欲しい。	○	
② 市内企業の下請としての活用		2								元請が準市の場合の市内企業の下請け活用なら了承。	○			地域活性化のために市内企業を活用すべき。	○			
③ 分離・分割発注の見直し	コスト面を考慮した分割発注を実施すべき	1	4	1		分離発注はボリュームも膨らみ窮屈である	○	分離発注はお願いしたい	△			分離・分割発注は強く望む。	×	専門工事を一般工事から分離発注してほしい。	△	分離発注は行って欲しい。	△	
その他意見		21	30	36	指名停止厳罰化には反対の声もある	答申はすべて「すべきである」とあるが、少数意見が反映されていないのではないか	答申は大衆迎合型である。現制度はすばらしいものである。	市は外部委員の意見だけでなく市内企業の意見を聞くべき。	業界としては、提言1・2については、基本的に賛成である。			市内企業ではできない工事を他の一般工事と一種に発注して、市内企業に受注させているのはおかしい。	中間答申における提言に対して協会としては概して反対である。多方面から意見聴取し、しかるべき時間を掛けるべき。	プラントを持っている準市と持っていない市内業者の実態を委員は知って欲しい。				
					市内企業を別の振興策で行うのは、別物である	委員に業界や入札制度への理解がない	ISO取得を評価してほしい	市内企業は工事場所に近いことから優遇すべきでないという意見には反対する。	われわれの業界は非常に地域密着型で町内単位の仕事。市内優先は是非お願いする。		市内企業でも保水性舗装などの専門工事は十分施工可能。	委員の選定について、建設業の知識があるのかわからないので、疑問がある。	長年積算を行っているが、公共事業の積算単価は高くないと考える。					
					最低制限価格の引き上げをお願いしたい	全体としてダンピングが行われたいような制度改革にしてほしい。	落札比率の高止まり批判は単価下落や利益率の検証がなされてなくおかしいものだ。市長と話がしたい。	市内企業は市の工事を日々の糧としており、工事量減少で逼迫している。			商いは基本的に1対1の関係で入札は商いの原則に反する。	市民は予定価格についての正しい知識をもっておらず、業者が価格決定権を持っていると誤解している。	積算はパソコンを使えばほぼ同じ結果となり、工事費内訳書の一部が同じでも不思議ではない。					
					建設業のことを熟知している委員は1人しかいない							* 全体的に準市業者と市内業者との間に意見の違いが見られる。	公取委の研究会については、官公需法を改正しようとする動きがあり、それに反対する組織を作った。	予定価格の漏洩は行政側のモラルを正せばなくなるはずだ。				
					各区の実務者の意見を聞いてほしい									道路工事における部分払いをお願いする。				

# 入札・契約制度改革方向性の提言

## (中間答申)に基づく検討資料

### 1 不正行為の防止策構築

指名停止措置等の強化	1
損害賠償条項の設定	2
入札監視委員会の設置	3
一般競争入札の対象範囲の拡大	4
指名競争入札における指名基準の見直し	6
予定価格の事前公表の拡大	7
最低制限価格及び低入札調査基準価格の事前公表	8

### 2 競争性・透明性の向上

一般競争入札の対象範囲の拡大	9
業者格付の見直し	10
競争促進的要因の拡充	11
低入札価格調査制度の対象範囲の拡大	12
多様な入札方式の採用	13
共同企業体の活用	14

### 3 工事の質の確保

監督、検査体制の充実	15
発注者支援データベースの有効活用	16
工事成績の活用	17

### 4 市内企業の活性化

市内企業優先枠の土俵づくり	18
市内企業の下請としての活用	19
分離・分割発注の見直し	20

項目	現行	提言の方向性
1 不正行為の防止策の構築		
指名停止措置等の強化	(現行)本市談合：3か月～12か月	<答申> 厳罰化をすべきである。

### 1 考え方

- (1) 入札・契約に係る不正行為(贈賄、独占禁止法違反、談合・競売入札妨害)を要件とした指名停止期間を長期間とする。
- (2) 贈賄は、事件の性格から発注機関の職員の関与があるため一般的に指名停止期間が長い。談合・競売入札妨害についても、今回の事件のように発注機関の職員が関与する場合がある。
- (3) 事件に関与した業者側の役職により、指名停止期間に差をつけている都市とそうでない都市がある。
- (4) 一般に指名停止の最長期間は24か月となっている。  
(自治法施行令第167条の4第2項の規定の「一般競争入札に参加させないことができる期間の2年間」を超えないように定めていると思われる。)
- (5) 厳罰の方法として、指名停止措置以外に入札参加資格の取消し又は停止が考えられる。  
(資格の取消しは、指名停止措置と効果は同様であるが、業者への心理的影響は大きなものとなる。)

### 2 他都市との比較

		横浜市(現行)	国土交通省	京都市	大阪市	
贈賄	当該発注機関職員	代表役員等	12か月～24か月	4か月～12か月	24か月	24か月
		一般役員等	9か月～18か月	3か月～9か月		18か月
		使用人	6か月～18か月	2か月～6か月		12か月
	上記以外の他公共機関の職員	代表役員等	6か月～12か月	3か月～9か月	9か月	6か月
		一般役員等	4か月～9か月	1か月～3か月	6か月	4か月
		使用人	2か月～6か月		4か月	2か月
独占禁止法違反行為	当該機関発注工事	3か月～12か月	3か月～12か月	6か月～12か月	12か月	
	上記以外	2か月～12か月	1か月～9か月	2か月～6か月	2か月	
談合・競売入札妨害	当該機関発注工事	3か月～12か月	4か月～12か月	24か月	12か月～24か月	
	上記以外	2か月～12か月	1か月～12か月	4か月～9か月	2か月～6か月	

### 3 関連法令

#### 地方自治法施行令(抜粋)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

項 目	現 行	提言の方向性
1 不正行為の防止策の構築		
損害賠償条項の設定	未設定	設定すべきである。

## 1 考え方

- ( 1 ) 中間答申を踏まえて、工事請負契約約款に損害賠償条項を設定する。
- ( 2 ) 損害賠償の率は、他都市において 10% から 20% の範囲となっている。
- ( 3 ) 他都市において、損害賠償だけでなく契約解除条項も設定しているところがある。

## 2 他都市事例

都市名	損害賠償条項の 設定の有無	損害賠償の率	契約解除条項 の設定の有無
東 京 都		契約金額の 10 % 水道メーターの調達に関しては、 契約金額の 30% に見直す予定	
札 幌 市		契約金額の 10 %	
仙 台 市		契約金額の 10 %	
さいたま市	×	-	×
千 葉 市		契約金額の 10 %	
川 崎 市		契約金額の 10 %	
名 古 屋 市		契約金額の 10 %	
京 都 市		契約金額の 10 %	
大 阪 市		契約金額の 10 %	×
神 戸 市		契約金額の 10 %	
広 島 市		契約金額の 10 %	
北 九 州 市		契約金額の 20 %	
福 岡 市		契約金額の 20 %	×

項目	現 行	提言の方向性
1 不正行為の防止策の構築		
入札等監視委員会の設置	未設置	設置すべきである。 (機能については継続して検討する。)

## 1 考え方

### (1) 入札等監視委員会の機能

入札等監視委員会の基本的機能	入札等監視委員会の付加機能
入札・契約手続の運用状況等の報告を受ける。 一般競争参加資格の設定、指名の経緯等を審議する。 及び に関し、不適切な点又は改善すべき点があると認められた場合、意見具申を行う。	談合情報の対応 制度改善の審議 非指名理由等再苦情の処理 WTO苦情の処理

基本的機能とは、入札・契約適正化指針に規定されている機能を指す。

### (2) 付加機能の他都市の取扱い

#### ア 談合情報

入札等監視委員会で審議し、意見を受けた自治体が対応を決定する。(福岡市)

職員による内部委員会(公正入札調査委員会)等が、談合情報対応マニュアル等に基づき対応を決定するが、入札等監視委員会がその手続等を事後審査する。(福岡市以外)

福岡市では、入札を長期間延期すると事業に支障を来すため、時間がある場合に委員会が審議を行うこととしており、その他の場合は委員長と相談のうえ、事後報告としている。

#### イ 制度改善審議、再苦情処理及びWTO苦情処理

別途設置された第三者機関において、対応している都市がある。

## 2 他都市事例

都市名	基本的機能	談合情報	制度改善審議	非指名理由等再苦情処理	WTO苦情処理
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
川崎市					
名古屋市			×		
京都市		×			
大阪市					
神戸市		×	×		
広島市					
北九州市		×	×		
福岡市					
横浜市		×			

：入札監視委員会の機能

：第三者機関

：内部委員会

×：職員による対応

項 目	現 行	提言の方向性
1 不正行為の防止策の構築		
一般競争入札の対象範囲の拡大	政府調達協定対象工事(22.2 億円以上)で実施	対象範囲を拡大すべきである。

### 1 考え方

- (1) 地方公共団体が、締結する契約の方法は、原則として、一般競争入札とされており、指名競争入札及び随意契約は、政令に定める場合に該当するときに限るとされている。
- (2) 全ての工事を一般競争入札の対象としている都市がある。
- (3) 本市の入札に関しては、落札率の高止まりと、1 回目の入札で落札者が決定せず再度入札を行う場合に、1・2 回目ともに同一業者が最低価格で入札することが圧倒的に多い状態(99.20%)が不自然である、と指摘されている。(平成 15 年 7 月「再発防止のための緊急調査委員会報告書」)

### 2 関連法令

#### 地方自治法(抜粋)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

#### 地方自治法施行令(抜粋)

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

### 3 他都市との比較

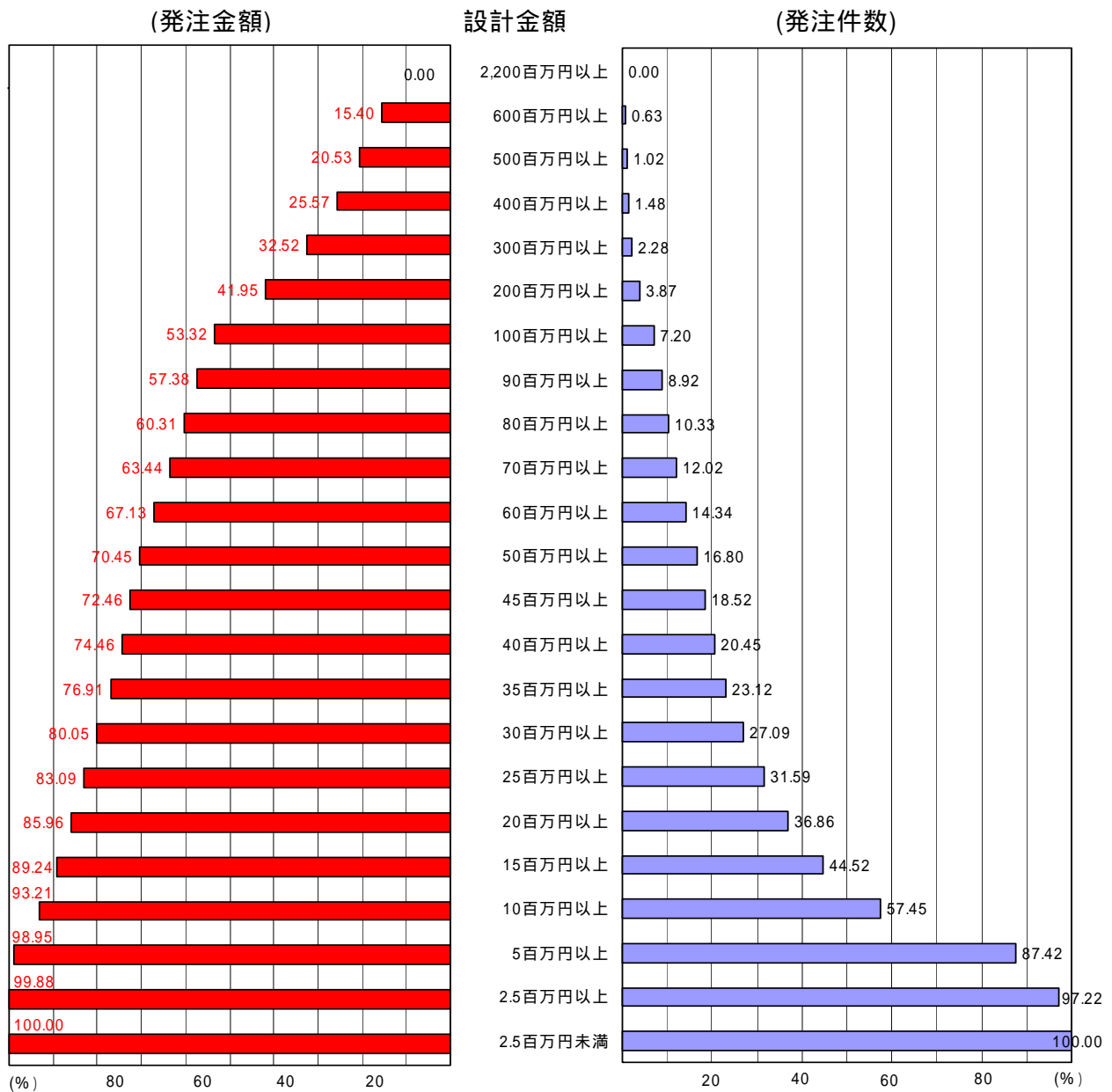
都市名	一般競争入札の対象範囲	備 考
札幌市	5 億円以上	
仙台市	3 億円以上	
千葉市	22.2 億円以上	
さいたま市	1 億円以上	原則として
川崎市	3 億円以上(土木)	建築工事は 6 億円以上
名古屋市	22.2 億円以上	一部の部局では 6 億円以上
京都市	22.2 億円以上	
大阪市	22.2 億円以上	
神戸市	22.2 億円以上	
広島市	3 億円以上	
福岡市	22.2 億円以上	
北九州市	5 億円以上	
宮城県	0.1 億円以上	
長野県	全工事	500 万円未満の土木工事を除く
横須賀市	全工事	
横浜市	22.2 億円以上	

#### 4 入札回数による落札率等の状況

てん末		Aランク	Bランク	Cランク	計	平均落札率	構成比	
1回		71	310	543	924	92.27%	39.90%	-
2回以上	異業者	-	2	9	11	92.83%	60.10%	0.80%
	同一業者	72	331	979	1,382	96.80%		99.20%

(注) 分析対象は、平成12年度から平成15年6月30日までに発注された工事（財政局契約分）のうち、「土木」、「ほ装」、「建築」における格付等級A、B、C工事

#### 5 平成14年度 設計金額別の発注工事件数・発注工事金額割合(降順累計)





項 目	現 行	提言の方向性
1 不正行為の防止策の構築		
指名競争入札における指名基準の見直し	行政区区分、希望順位、受注状況等の指名基準により選定	指名基準を整理すべきである。

## 1 考え方

- (1) 契約の適正な履行を確保するために、指名基準を設定している。
- (2) 指名基準には、基準が不明確なもの、指名基準の適用方法に裁量的余地があるもの等がある。
- (3) 指名基準には、行き過ぎた適用により、競争性を減退させる競争制限的な基準がある。

## 2 現行の指名基準

項 目	適 用 基 準	裁量性	競争性
1 工種区分	原則として、当該工事の工種に属する者を選定。		
2 等級区分	原則として、当該工事を発注する等級に属する者を選定。		
3 所在地区分	市内業者を優先。次いで準市内業者、市外業者の順位で選定。		減
4 行政区区分	施工場所の行政区に所在する者を優先。次いで当該行政区に隣接する行政区、周辺に位置する行政区に所在する者の順に選定。	有	減
5 地理的条件	本社等の所在地が当該工事の施工現場に近接し、安全管理や緊急対応等において迅速かつ十分な対応が期待できる者を優先して選定。	有	減
6 経営規模	中小企業を優先して選定。		
7 工事成績	優良業者及び直近の工事成績が80点以上の者等、工事成績の優良な者を優先して選定。		
8 専門性	対応する工種を第1希望とし、かつ、その工種に対応する建設業の完成工事高が会社全体の完成工事高の60%以上を占める者を優先して選定。		減
9 希望順位	前号に規定するもののほか、対応する工種を第1希望としている者を優先して選定。		減
10 技術的適性	技術的難易度が高い工事において、必要とされる知識又は施工実績を有し、技術的対応が可能であると判断される者を優先して選定。	有	
11 同種工事の請負実績	同種かつ同規模以上の本市工事の請負実績を元請で有する者を優先して選定。又、その他の請負実績は、元請実績を下請実績よりも評価する。		
12 受注状況	直前2か年度に受注実績を有し、かつ、競争入札により発注した工事を未受注の者等、受注状況が良好でない者を優先して選定。	有	減
13 災害協力業者	緊急災害対応に協力し貢献があった者、災害時または災害のおそれがある場合に、本市要請に基づき応急活動を実施する者を優先して選定。	有	

項目	現 行	提言の方向性
1 不正行為の防止策の構築		
予定価格の事前公表の拡大	原則として1億円以上の工事で実施（試行）	さらに公表範囲の拡大をすべきである。

### 1 考え方

- (1) 予定価格の事前公表を平成 15 年度から試行しているが、対象の1億円以上の工事の落札率を平成 14 年度と比較すると、落札率は低下しており、高止まりの状況とはなっていない。
- (2) 平成 15 年度における予定価格の事前公表対象工事の方が事前公表していない工事よりも落札率が低い。
- (3) 8 政令指定都市において、予定価格の事前公表を全工事対象としている。

### 2 試行段階での落札率の比較（平成 15 年 10 月契約分まで）

	件 数	落札率
事 前 公 表	7 8	9 3 . 9 0 %
入 札 後 公 表	1 , 6 7 8	9 5 . 2 3 %
計	1 , 7 5 6	9 5 . 1 7 %

(参考) 平成 14 年度の落札率

	件 数	落札率
1 億円以上の工事	1 8 7	9 4 . 6 6 %
入 札 総 数	2 , 7 8 2	9 5 . 2 4 %

### 3 政令指定都市における予定価格事前公表状況

都市名	対象工事の金額
札幌市	全工事
仙台市	1 億円以上
さいたま市	全工事
千葉市	全工事
川崎市	土木 3 億円、建築その他 6 億円以上
名古屋市	22.2 億円以上及び 1 億円以上の半数
京都市	全工事
大阪市	全工事
神戸市	22.2 億円以上の一部、土木・建築の 3 億円以上及びその他の工事 1 億円以上の一部
広島市	全工事
北九州市	全工事
福岡市	全工事
横浜市	原則として 1 億円以上

項目	現 行	提言の方向性
1 不正行為の防止策の構築		
最低制限価格及び低入札調査 基準価格の事前公表	未実施	試行的に実施すべきである。

## 1 考え方

- (1) 最低制限価格を入札前に公表している政令指定都市が4都市である。
- (2) 低入札調査基準価格を公表している政令指定都市が4都市である。
- (3) 最低制限価格を入札前に公表した場合、最低制限価格に入札が集中し、くじ引きにより落札者が決定されることが多い。

## 2 政令指定都市における最低制限価格等の事前公表の実施状況

	最低制限価格	低入札調査基準価格
札幌市	×	×
仙台市	制度なし	
さいたま市	×	×
千葉市		
川崎市	×	×
名古屋市	制度なし	×
京都市		
大阪市		×
神戸市	×	×
広島市	制度なし	
北九州市	×	×
福岡市		×
横浜市	×	×

：実施（一部実施・試行も含む） ×：未実施

関連項目「低入札価格調査制度の対象範囲の拡大」(12ページ)

項 目	現 行	提言の方向性
2 競争性・透明性の向上		
一般競争入札の対象範囲の拡大(提言1再掲)	政府調達協定対象工事(22.2億円以上)で実施	対象範囲を拡大すべきである。

### 1 考え方

- (1) 地方公共団体が、締結する契約の方法は、原則として、一般競争入札とされており、指名競争入札及び随意契約は、政令に定める場合に該当するときに限るとされている。
- (2) 全ての工事を一般競争入札の対象としている都市がある。
- (3) 本市の入札に関しては、落札率の高止まりと、1回目の入札で落札者が決定せず再度入札を行う場合に、1・2回目ともに同一業者が最低価格で入札することが圧倒的に多い状態(99.20%)が不自然である、と指摘されている。(平成15年7月「再発防止のための緊急調査委員会報告書」)

### 2 関連法令

#### 地方自治法(抜粋)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

#### 地方自治法施行令(抜粋)

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

### 3 他都市との比較

都市名	一般競争入札の対象範囲	備 考
札幌市	5億円以上	
仙台市	3億円以上	
千葉市	22.2億円以上	
さいたま市	1億円以上	原則として
川崎市	3億円以上(土木)	建築工事は6億円以上
名古屋市	22.2億円以上	一部の部局では6億円以上
京都市	22.2億円以上	
大阪市	22.2億円以上	
神戸市	22.2億円以上	
広島市	3億円以上	
福岡市	22.2億円以上	
北九州市	5億円以上	
宮城県	0.1億円以上	
長野県	全工事	500万円未満の土木工事を除く
横須賀市	全工事	
横浜市	22.2億円以上	

項目	現行	提言の方向性
2 競争性・透明性の向上		
業者格付の見直し	業者格付(3~4ランク)に応じて発注	より簡素化すべきである。

### 1 考え方

- (1) 本市では、全体的に発注件数が減少している中で、特定のランクの受注件数に著しい減少がみられる。
- (2) 本市のAランクの登録業者数は、他都市と比べ、少ない傾向にある。
- (3) また、地元業者のランク別業者数について、本市は、他都市と比べ上位ランクになるほど業者数が少なくなっており、ピラミッド型の構成になっている特徴がある。

### 2 土木・建築の過去6年間の受注件数の推移

		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木	A	224	23,302	194	20,539	134	16,289	158	18,834	129	16,184	121	13,499
	B	139	13,473	157	14,041	138	11,971	112	10,324	67	6,536	52	4,988
	C	229	11,778	235	9,849	216	10,509	204	9,499	171	8,185	181	6,447
	D	726	8,654	723	9,764	758	8,103	749	7,734	684	6,834	637	6,880
	E	68	499	46	344	36	257	38	267	-	-	-	-
	計	1,386	57,706	1,355	54,537	1,282	47,129	1,261	46,657	1,051	37,739	991	31,814
建築	A	49	14,830	48	15,076	69	26,955	53	20,579	37	18,224	15	4,056
	B	39	6,840	45	9,825	43	9,980	48	7,958	48	7,762	43	7,306
	C	79	5,047	83	6,304	72	5,885	76	6,513	83	6,787	83	4,344
	D	47	1,097	36	928	44	972	49	1,051	64	1,003	60	1,375
	E	12	90	11	160	11	55	19	110	-	-	-	-
	計	226	27,904	223	32,293	239	43,847	245	36,212	232	33,776	201	17,081

### 3 ランク別登録業者数

工種	ランク	横浜市(現行)		川崎市		大阪市		東京都		神奈川県	
		全体	うち市内	全体	うち市内	全体	うち市内	全体	うち都内	全体	うち県内
土木	A	226	30	403	38	147	36	413	228	520	120
	B	144	62	122	57	210	98	596	452	1023	844
	C	224	153	138	84	310	138	906	771	734	682
	D	469	411	101	83	452	274	636	561	752	728
	E					905	554	467	418		
	計	1063	656	764	262	2024	1100	3018	2430	3029	2374
建築	A	142	24	254	25	150	39	402	195	339	95
	B	112	41	47	23	181	105	392	317	200	152
	C	129	91	104	69	129	64	557	494	501	463
	D	180	164	89	77	457	345	499	461	418	403
	E					702	470	255	245		
	計	563	320	494	194	1619	1023	2105	1712	1458	1113

項 目	現 行	提言の方向性
2 競争性・透明性の向上		
競争促進的要因の拡充	優良業者、災害協力業者の優先指名（主観点への加点、隣接施工の解除）	評価基準を明確化したうえで拡充すべきである。

### 1 考え方

- (1) 優良表彰業者及び災害協力業者の評価基準は、要綱等に規定されているが、詳細な基準は公表されていない。
- (2) 優良業者及び災害協力業者の名簿は公表されている。
- (3) 優良業者及び災害協力業者の指名競争入札にける選定基準は規定されているが、その適用順位は低く、業者にとって優良業者及び災害協力業者であることを理由に優先選定されたかどうか不明確である。

### 2 横浜市（現行）の実施状況

		優 良 業 者	災 害 協 力 業 者
評価基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事成績が優れている者。</li> <li>・ その他、各工事担当局長が表彰にふさわしいと判断し、推薦する者。</li> <li>・ 表彰年度の前年度から表彰日の前日までに、指名停止を受けていないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風や降雪時等の緊急災害対応に協力し、積極的に貢献した者。（緊急工事等の施工実績がある者。）</li> <li>・ 地震、風水害その他の災害時または災害のおそれのある場合に、本市の要請に基づき応急活動を実施する者。（本市と災害時における協定締結している団体の会員。）</li> </ul>
優先指名の状況	全指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主観点に加点する。 （加点）＝ 5 × （直前2年間の平均請負実績額から求められる数値）</li> <li>・ 不適格基準である受注限度額を、過去4年間の平均実績額の通常 1.5 倍から2倍にする。</li> </ul>	
	意向反映型指名競争入札（選定方式） ・ 汎用型指名競争入札	<p>指名競争入札において、直近成績の良い者を優先的に選定する。</p> <p>また、選定基準の適用順位は次のとおり。</p> <p>工種 等級 所在地 行政区・受注状況・同種工事の請負実績 希望順位</p> <p><b>工事成績（優良業者を含む）・専門性・災害協力業者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一希望の工種において、災害協力業者を優先して選定する。 選定基準の適用順位は、左記のとおり。</li> </ul>
	意向反映型指名競争入札（選定・公募方式）	<p>発注工事の隣接工区を施工中の者は、当該工事の入札参加を認めていないが、意向反映型指名競争入札において、優良業者は入札に参加することができる。（隣接施工の解除）</p>	

項 目	現 行	提言の方向性
2 競争性・透明性の向上		
低入札価格調査制度の対象範囲の拡大	政府調達協定対象工事は低入札価格調査制度、それ以外は最低制限価格制度	対象範囲を拡大すべきである。

### 1 考え方

- (1) 最低制限価格制度は、入札価格が最低制限価格を下回った場合、一律に失格となるので、入札参加者の技術力や積算努力が反映されない制度と言われている。
- (2) 低入札調査価格制度は、入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合、契約内容に適合した履行の確保ができるかについての調査能力（技術力）が必要な制度と言われている。
- (3) 地方公共団体において、比較的、技術力を有すると判断される政令指定都市においては、全ての都市で低入札価格調査制度を採用し、対象工事の範囲を広くしている都市が多い。

### 2 他都市との比較

	対象範囲	備 考	調査基準価格 (予定価格に対する割合)
札幌市	200 百万円以上の工事		85%～66%
仙台市	10 百万円以上の工事		85%～3分の2
さいたま市	3 百万円以上の工事		85%～3分の2
千葉市	2,220 百万円以上の工事		土木工事等は80% 建築工事等は85%
川崎市	150 百万円以上の工事		3分の2を下らない範囲内
名古屋市	2,220 百万円以上の工事		85%～3分の2
京都市	10 百万円以上の工事		84%～75%
大阪市	600 百万円以上の工事	建築工事は750 百万円以上	85%～3分の2
神戸市	50 百万円以上の工事		3分の2を下らない範囲内
広島市	全ての工事		85%～3分の2
北九州市	100 百万円以上の工事	土木工事は200 百万円以上 建築工事は300 百万円以上	85%～3分の2
福岡市	全ての工事	最低制限価格と併用	85%～70%
横浜市	2,220 百万円以上の工事		85%～70%

項 目	現 行	提言の方向性
2 競争性・透明性の向上		
多様な入札方式の採用	契約後V Eの実施	入札時V E、総合評価方式及び設計・施工一括方式の採用を検討すべきである。

1 考え方

(1) 本市では、契約後V Eを実施している。

(2) 価格のみでなく、技術力が活かされる入札方式（入札時V E、総合評価方式、設計・施工一括方式）を導入している都市がある。

2 政令指定都市等における多様な入札方式の実施状況

H15.9.1 現在

	契約後V E	入札時V E	総合評価方式	設計・施工一括方式
札幌市			×	×
仙台市				
さいたま市	×	×	×	×
千葉市	×	×	×	×
川崎市			×	×
名古屋市			×	×
京都市			×	×
大阪市			×	×
神戸市				×
広島市			×	×
北九州市			×	×
福岡市	×	×	×	×
神奈川県		×	×	×
横浜市		×	×	×

：実施または試行      ×：未実施



項目	現行	提言の方向性
2 競争性・透明性の向上		
共同企業体の活用	共同企業体は積極的活用、混合入札は未採用	共同企業体の本来の趣旨に沿った採用を検討すべきである。

## 1 考え方

- (1) 本市では、次の4種類の共同企業体を活用している。
  - 施工力及び技術力確保のための「技術力結集型共同企業体」
  - 市内企業への技術力移転を目的とした「技術修得型共同企業体」
  - 市内Aランク工事を対象に、Aランク単体企業に加え、Bランク2者を構成員とする「入札参加の特例による共同企業体」
  - 市内Aランク工事を対象に、AランクとBランクとの組合せに限定した「発注の特例による共同企業体」
- (2) 上記及びの共同企業体は、単体による発注と比較すると、構成員となるべき業者数が少ないことから、競争性は減少する。
- (3) 上記の共同企業体は、Bランクの受注機会確保のためのものであり、競争性を確保するためのものではない。
- (4) 上記の共同企業体、単体による発注と比較すると、入札参加者数が増えることから、競争性が増すと思われる。
- (5) 共同企業体対象工事に、単体企業の入札参加を認める「混合入札」については、上記(4)の理由から競争性が増すと思われる。

## 2 現行の共同企業体の実施状況

共同企業体の種類	共同企業体の構成等	競争性	参考
技術力結集型共同企業体	<b>(技術的難易度が高く、かつ、技術力を結集する必要があると認められる工事が対象)</b> 構成員は原則としてAランクのみ ただし、円滑な共同施工に支障を生じないと認めた時は、AランクとBランク上位の組合せも認める。	減	(土木の場合) 22.2億円
技術修得型共同企業体	<b>(市内企業が施工困難な特殊工事で、市内企業への技術移転が可能な工事が対象)</b> 市内企業への技術力移転を目的としているため、代表構成員を大手業者とし、それ以外の構成員を市内業者とする組合せ。	減	5億円
共同企業体による入札参加の特例	<b>(市内Aランク単体工事が対象)</b> Aランク単体企業に加え、Bランク2者を構成員とする共同企業体の入札参加を認める。	増	2.5億円
共同企業体による発注の特例	<b>(市内Aランク単体工事が対象)</b> AランクとBランクの組合せを限定した共同企業体。	-	8千万円 3千万円

WTO  
(JV対象)  
A単体  
B  
C  
D

項目	現行	提言の方向性
3 工事の質の確保		
監督、検査体制の充実	監督、完成検査を実施	監督、検査を強化すべきである。

### 1 考え方

- (1) 入札の競争性を一層向上させるとともに、併せて工事の質が低下しないよう対策が必要である。
- (2) 現在本市では、監督と完成時の検査により、工事の質をチェックしている。
- (3) 低入札価格落札工事について、配置技術者の増員、工事監督を2倍の頻度で実施している都市がある。

### 2 各都市の低入札価格落札工事への対応

	横浜市	神奈川県	札幌市	仙台市	川崎市	広島市	
低入札価格落札工事への対応	配置技術者の増員	求めている	求めている	求めている	市発注工事について過去2年以内に、次のいずれかに該当する場合は、配置技術者の増員を求めている。 工事成績不良、かしによる損害賠償等の請求、安全管理に関しての指名停止措置、大幅な工期遅延	求めている	求めている
	監督頻度	多くしていない	多くしている	多くしていない	現場の点検を通常の二倍の頻度で実施	多くしている	多くしていないが、主任的立場の職員で入念に行う。
	その他監督・検査の強化等		・施行体制台帳等の提出を求め、ヒアリングを実施する。 ・施行計画書提出の際にヒアリングを実施する。	重点的な監督業務の実施、厳格な検査の実施などを行う(契約約款に追記する)。 工事監査室の課長職及び施工担当部の課長職が、工事着手時の調査と中間調査を実施する。	監督員による施行体制等の調査、工事コストの調査を実施		検査については通常より上級の検査員で行うことになっている。(例；(通常)係長〔低入札〕専門員、課長補佐)
ダンピング対策				違約金及び履行保証の割合を10%から30%に引き上げる。			
中間技術検査	実施している(試行)	実施している	低入札価格落札工事について実施している	工事担当課が必要と認める場合実施している	低入札価格落札工事について実施している	実施していない	

項目	現行	提言の方向性
3 工事の質の確保		
発注者支援データベースの有効活用	1億円以上の工事で活用	活用範囲を拡大すべきである。

### 1 考え方

- (1) 不良・不適格業者の排除のために発注者支援データベースの活用が入札契約適正化指針において求められている。
- (2) 現在、発注者支援データベースの活用により、次の情報を確認している。  
 建設業者の許可・経営事項審査の情報  
 建設業者の工事实績・情報  
 技術者の専任制等の情報
- (3) 建設業法の規定により技術者の専任制が求められている2500万円以上の工事について施工時においては技術者の専任制を確認しているが、入札・契約時には確認していない。
- (4) 入札・契約時に技術者の専任制の確認をしている1億円以上の工事は、入札参加条件に配置予定技術者や施工実績を設定している。

### 2 発注者支援データベース

	工事实績情報	企業情報
情報の内容	発注者名、受注者名、工事名、工期、請負金額、配置技術者名、施工場所、工種、工法、型式など	会社所在地、営業所、資本金、許可業種、経営事項審査結果、前払金保証契約工事实績、請負金額、共同企業体情報など
登録対象工事	2,500万円以上の公共工事 (簡易な内容は、500万円以上)	
利用方法	資格要件の確認：業者の完成工事高、経審の総合評点、技術者数の確認 入札参加者の確認：経審の総合評点、施工実績、所在地 監理技術者の確認：他工事状況、資格業種、有効期限、所属会社	

### 3 本市の活用状況

	入札・契約時	施工時
対象工事	1億円以上の工事	2,500万円以上の工事
活用内容	1 技術者の確認 専任制 所属会社 資格の有無  2 施工実績の確認 3 経審の有効期限・総合評点の確認 4 建設業の許可の種類・区分の確認	1 技術者の確認 専任制 所属会社 資格の有無 契約時と施工時の技術者の同一性の確認

項目	現行	提言の方向性
3 工事の質の確保		
工事成績の活用	指名基準の一つ	優良業者の一層の優遇策を検討すべきである。

### 1 考え方

(1) 本市では、工事成績優良業者の優遇策を次のとおり行っている。

ア 工事成績優良業者を優先選定しているが、その適用順位は低く、業者にとって工事成績が良好であることを理由に優先選定されたかどうか不明確である。

イ 直前2年間の平均工事成績を主観点に反映している。

ウ 入札参加を認めていない工事に工事成績良好な者については、例外的に入札参加を認めている。

エ 不適合基準である受注限度額を、過去4年間の平均実績額の通常1.5倍から2倍にする。

(2) 一方、工事成績が良好でなく、一定の基準の点数に満たない者に対しては、次のとおり入札参加を認めていない。

ア 指名停止措置を行う。

イ 1か月間入札参加を認めない。

### 2 横浜市（現行）における活用状況

活用策	内容	効果
業者選定への反映	指名競争入札において、直近成績の良い者を優先的に選定する。 また、選定基準の適用順位は次のとおり。 工種 等級 所在地 行政区・受注状況・同種工事の請負実績 希望順位 <b>工事成績</b> （優良業者を含む）・専門性・災害協力業者 優良業者：工事成績が優れていると認められる者は、優良工事請負業者として表彰される。	優遇
主観点	(主観点) = {(直前2年間における平均工事成績) 65} × (直前2年間における平均請負実績額から求められる数値) 優良業者については、平均工事成績に「+5」を行う。	優遇
隣接施工の解除	発注工事の隣接工区を施工中の者は、当該工事の入札参加を認めていないが、意向反映型指名競争入札において、直近成績が80点以上の者又は優良業者は、入札に参加することができる。	優遇
受注限度額の拡大	不適合基準である受注限度額を、過去4年間の平均実績額の通常1.5倍から2倍にする。	優遇
指名停止措置	一定の点数に満たない工事成績を報告された者について、指名停止措置を行う。	不利益
不適合基準への該当	工事成績が65点未満として報告された者は、報告された月の翌月の間、指名競争入札に参加することができない。(汎用型指名競争入札は除く)	不利益

項目	現行	提言の方向性
4 市内企業の活性化		
市内企業優先枠の土俵づくり	原則として市内企業に優先発注	様々な意見もあり、今後も引き続き検討する。

### 1 考え方

- (1) 現在、市内経済活性化の観点から、市内企業が施工可能な工事は、市内企業に優先的に発注している。
- (2) 一般に、過度な地域要件の設定は入札参加者の固定化を招き、競争性の面で問題があると言われている。
- (3) しかし、すべての政令指定都市において、地元企業を優先して入札参加させている。

### 2 本市の現行の優遇策

- (1) 公募による入札方式
  - 市内企業であることを入札参加条件として設定する
- (2) 選定による入札方式
  - 市内企業を優先して選定する

### 3 市内発注率（財政局契約分）

金額単位：千円

	平成13年度				平成14年度			
	受注件数	構成比%	金額	構成比%	受注件数	構成比%	金額	構成比%
市内	2,979	86.5%	117,202,722	66.5%	2,853	87.2%	87,525,307	62.7%
準市	409	11.9%	54,855,975	31.1%	363	11.1%	50,077,648	35.9%
市外	56	1.6%	4,088,561	2.3%	56	1.7%	1,890,507	1.4%
計	3,444	100%	176,147,258	100%	3,272	100.0%	139,493,462	100%

### 4 政令指定都市における地元企業への優先発注

すべての政令指定都市において、地元企業を優先して入札参加させている。

### 5 関連法令

#### 地方自治法施行令(抜粋)

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

#### 中小企業基本法(抜粋)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

項目	現行	提言の方向性
4 市内企業の活性化		
市内企業の下請としての活用	入札参加資格申請者及び落札者に要請	様々な意見もあり、今後も引き続き検討する。

## 1 考え方

- (1) 本市では、市内経済の活性化の観点から、入札参加資格申請者及び落札者に対し、工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合及び建設機械を購入又は借入する場合に、市内の中小企業の活用を要請している。
- (2) 工事契約約款の規定に、下請企業を地元企業から選定すること、調達する工事材料を地元産とすることを努力義務として課している発注機関がある。
- (3) 一定規模以上の大型工事について、当該工事を受注した建設業者に対し、契約時に契約額の40%以上の下請契約を地元企業と締結する旨の条件を付けている発注機関がある。

## 2 下請活用策

発注機関	下請活用策
横浜市	1 入札参加資格申請者 『市内企業優先発注等について』を交付 2 落札者 『本市発注工事の適正な施工について』を交付 上記の文書にて、工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合及び建設機械を購入又は借入する場合に、市内の中小企業の活用を要請している。
埼玉県	工事契約約款の規定で、下請企業を埼玉県内に本店を有する者から選定すること及び調達する工事材料は埼玉県産とすることを努力義務として課している。  埼玉県の努力義務規定に対する公正取引委員会事務総長の見解  県内下請業者や県産品の利用については、当委員会としては、従来、受注業者に対して地元業者を下請業者として利用することや、県産品の利用を促進することは、地元経済の活性化や中小企業対策等を目的として、 <u>一般的な要請の範囲で行う限りにおいては、地域政策の範ちゅうの問題である</u> という考え方をしてきております。しかし、 <u>一般的な要請を超えて利用を義務付ける場合には、事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから、競争政策上好ましくないと考えられます。</u> （中略） このため、埼玉県には、 <u>努力義務を超えて、ペナルティを課すことがないように約款を運用して欲しい</u> という考え方を伝えたところです。
長野県	特定JVの結成を要件とせず、代替措置として、一定規模以上大型工事については、当該工事を受注した建設業者に対し、契約時に契約額の40%以上の下請契約を県内業者と締結する旨の条件を付ける。

項 目	現 行	提言の方向性
4 市内企業の活性化		
分離・分割発注の見直し	実施	コスト面を考慮した分割発注を実施すべき

## 1 考え方

- (1) 本市では、工事発注にあたっては、市内企業への発注を目的に、また、工事内容等の理由により、分離分割発注を活用している。
- (2) 一方で、そのことが却って経費の増加を招くなど、コスト面で不利となることも指摘されている。
- (3) 分離発注については、分離を行わなければ下請として施工される専門工事について、元請として市内企業に発注できるメリットが期待できる。
- (4) 分割発注については、市内企業単体で施工できる工事についても、受注機会の拡大を目的として、分割している工事も見受けられる。

## 2 分離・分割発注の事例

	分離・分割理由	分離・分割の具体例
分離 発注	市内企業への発注	建築工事における電気、空調、衛生、昇降機など専門工事の分割等
分割 発注	市内企業への発注	道路工事における工区分割等
	ただし、工事内容、予算、工期、現場状況などの複合的な要因が存在する場合が多い	
	工事内容によるもの	整備区間の中で、トンネル、橋梁などの区間がある場合
	予算的理由によるもの	国庫補助金の枠内で執行できる優先的な工事を先行発注する場合
	工期的理由によるもの	・供用開始予定時期から逆算し、工期を要するものを先行発注する場合 ・工区分割し、複数業者に並行で施工させたほうが工期短縮できる場合
	現場の状況によるもの	用地取得が完了した区間から先行着手する場合

登録業者各位

横浜市入札・契約制度改革検討委員会  
委員長 村上 政博

入札・契約制度に係る事業者アンケート調査への御協力について（依頼）

秋冷の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私どもは中田宏横浜市長から諮問を受け、平成17年度の電子入札導入を見据え、より透明性が高く競争性が発揮される入札・契約制度について、外部委員6名により検討を行っており、10月8日、同封のような中間答申を行いました。今後、皆様からのご意見を参考に12月の最終答申の策定作業を進めたいと考えております。

つきましては、ご多忙なところ恐縮ですが、同封のアンケートに是非ご回答いただき、事務局までご返送いただきますようお願い申し上げます。

- 1 調査票の回答期限  
平成15年10月31日（金）
- 2 回答先  
〒231-0017  
横浜市中区港町1-1  
横浜市財政局契約部契約第一課

事務局：横浜市財政局契約第一課  
工事第二係 服部  
電話 671-2244



# 入札・契約制度に係る事業者アンケート

回答方法;丸数字を1つで囲んでください。理由その他の( )については自由意見を記入してください。

## 1 入札参加手続関係

Q 1 現在貴社が参加されている入札方式はどの方式ですか。(複数回答可)

意向反映型指名競争入札(公募方式)

意向反映型指名競争入札(選定方式)

技術適性重視型指名競争入札

汎用型指名競争入札

一般競争入札

Q 2 現在参加されている入札方式に満足されていますか。

満足している (理由: )

不満である (理由: )

Q 3 入札方式についてお伺いします。

公募方式による指名競争入札を主体にすべきである

(理由: )

発注者が会社の実績や規模を考慮して選定する従来型の指名競争入札を主体にすべきである

(理由: )

指名競争入札主体から段階的に一般競争入札主体に移行すべきである

(理由: )

参加条件さえ合えば誰でも参加できる一般競争入札を主体にすべきである

(理由: )

Q 4 指名競争入札におけるランク制についてお伺いします。(格付6工種のみ)

ランク数はいまのままでよい

もっと統合して少なくすべきである

ランクの必要性を感じない

ランクのオーバーラップを認めて欲しい

Q 5 指名競争入札における選定条件についてお伺いします。

ア 所在地区分(市内・準市内・市外の別)

必要

不要

イ 行政区区分

発注区を中心とし、工事場所に近い行政区の業者を選定すべきである

横浜市内の業者なら行政区は関係ない(行政区区分は必要ない)

区単位では優先順位を設けず、一定のエリア(複数区)を指定するのがよい

ウ 希望順位と専門性

希望順位や専門性は選定に反映すべきである

工事の施工ができれば登録の希望順位や売上割合は関係ない

選定に反映してもいいが、極端な重視は望ましくない

エ 受注状況

受注金額の偏りは、行政が調整すべきである

受注金額を行政が調整するのはおかしい

行政が受注調整をする必要はないが、年間3件までといった一定の受注限度は必要

オ 工事成績優良業者の優遇についてお伺いします。

現状のままでよい

現状以上にもっと重視すべきである

止めたほうがよい

とお答えになった方に伺います。

公募方式における成績優良者の優遇策としてどのような方法が適当だとお考えですか。

( )

カ 優良表彰業者の優遇についてお伺いします。

現状のままでよい

現状以上にもっと重視すべきである

止めたほうがよい

キ 災害協力業者の優遇についてお伺いします。

防災作業隊に入っていれば優遇すべきである（現状のままでよい）

実際に出動、待機した者を優遇すべきである

実際に出動した者だけを優遇すべきである

優遇すべきでない

ク その他

上記以外に、選定条件として加えたほうがよいと思うもの又は外したほうがよいと思う条件はありますか

( )

## 2 入札関係

Q6 郵便入札の導入についてどう思いますか。

郵便代がかかり、経費的メリットがない

1度の入札で結果が出るので効果的である

入札に出向く必要がなく利便性が向上する

その他( )

Q7 価格の事前公表についてお伺いします。

予定価格のみ事前公表すべき

最低制限価格のみ事前公表すべき

予定価格、最低制限価格いずれも事前公表すべき

予定価格、最低制限価格いずれも事前公表すべきではない

選択理由:( )

Q 8 最低制限価格制度と低入札価格調査制度についてお答えください。

低入札価格調査制度は、履行について調査が必要と判断される基準価格をあらかじめ定めておき、それを下回った場合でも、一律に失格とせず、調査で履行可能と判断されれば契約する制度です。

最低制限価格制度は必要である

低入札価格調査制度が望ましい

価格帯によって両方の制度を使い分けするのがよい

選択理由：( )

Q 9 工事費内訳書についてお答えください。

積算の確認のため、予定価格を事前公表した工事については内訳書を取るべきである

積算ではなく応札額の内訳書を確認すべきである

総価契約なのだから、積算価格の内訳書は必要ない

### **3 工事の質の確保**

Q 10 工事の質の確保のために必要なものは何だとお考えですか。

監督の強化

検査回数を増やす等検査を充実すべきである

最低制限価格等金額的な歯止め

その他 ( )

Q 11 工事の質の確保のために、技術者に必要な条件は何だとお考えですか。

同種工事の施工経験

施工管理技士・技術士等の資格

常用雇用

その他 ( )

### **4 市内企業の活性化**

Q 12 市内企業の活性化についてご意見をお聞かせください。(複数回答可)

地域経済の活性化の観点から市内企業の優先枠を積極的に確保すべきである

市内企業優先枠などを設けることなく市外企業と競争させるべきである

市内企業の活性化は、入札・契約制度で行うのではなく、低利融資や助成など別の地域振興策等で行うべきである

その他 ( )

Q 13 市内企業が本市発注工事の下請となるためには、どんな方法が有効だと思いますか。

( )

Q 14 分割発注についてご意見をお聞かせください。

分割発注は入札参加機会の確保のために必要である

コストが高くなる工区分割は不要である

その他 ( )

Q15 共同企業体についてお伺いします。

共同企業体は必要だと思いますか。 ( 必 要 ・ 不 要 )

「必要」とお答えになった方に伺います。必要だと思う理由は何ですか。

技術力の補完に有効だから

技術の修得に有効だから

リスクの分散に有効だから

企業合併に結びつくから

「不要」とお答えになった方に伺います。不要だと思う理由は何ですか。

過去のJVが技術の修得にあまり役立たなかったから

単体で十分施工できるから

金額で一律に適用するのが不適當だから (適用範囲を見直すべきである)

## 5 その他

Q16 公募方式において、工事の概要公表から入札までの期間について短縮するとすれば、どの項目が適當だとお考えですか。

見積期間 (現在3週間) ( )日程度が適當

工事概要掲示期間 (現在公表から1週間) ( )日程度が適當

申込期間 (現在2日間) 1日でも可能 ・ 2日必要

申込後指名通知までの行政の審査期間 (現在9日間) ( )日程度が適當

横浜市の入札・契約制度についてご意見、ご要望があれば自由にご記入ください。

( )

最後に貴社の登録工種、ランク等についてお伺いします。貴社が該当するものを で囲んでください。  
登録工種については、希望順位に関係なく登録されているものすべてを で囲んでください。

所在地区分	市内				準市内		
	土木	舗装	造園	建築	電気	管	その他
ランク	A	A	A	A	A	A	
	B	B	B	B	B	B	
	C	C	C	C	C	C	
	D			D			
横浜市との直接取引	過去10年以内にある				過去10年以内でない		

# 横浜市の入札・契約制度の見直しについて

～ 市民の皆さんのご意見を募集します！！～

横浜市においては、残念ながら今年の7月、職員による価格漏洩事件がおこってしまいました。このようなことが2度と起こらないようにするため、また、より競争性や透明性の高い公正な入札が行われるような制度を作るため、現在、市長の諮問機関である「横浜市入札・契約制度改革検討委員会」において、入札・契約制度の見直しを審議しています。

今回、その中間答申がまとまりましたので、市民の皆さんのご意見・ご提案を募集します。

制度の見直しは次の4つの視点から行っています

## 4つの視点

- (1) **不正行為の防止策** … 談合や予定価格の漏洩など、不正行為が行われない公正な入札・契約制度を検討しています。
- (2) **競争性・透明性の向上** … 入札参加者数を増やし、競争性・透明性がより一層高まる入札・契約制度を検討しています。
- (3) **工事の質の確保** … 工事監督、検査体制の充実を図り、公共工事の質を確保するしくみを検討しています。
- (4) **市内企業の活性化** … 市内企業への優先発注が、市内企業の活性化につながるかどうか検討しています。

## \* ご意見・ご提案の提出方法

このパンフレットの見開きにある横浜市入札・契約制度改革検討委員会の中間答申をご参照のうえ、ご意見・ご提案の提出をお願いします。

提出の方法は、

インターネットのホームページで直接、ご意見等を書き込む

(財政局ホームページから「入札・契約制度 ご意見を募集します」をクリックして以下の URL にアクセスしてください) URL: <http://www.city.yokohama.jp/me/zaisei/keiyaku/publiccomment.html>

回答票を、郵送(料金受取人払)で下記の財政局契約第一課へ送付する

回答票を、FAX で下記の財政局契約第一課へ送付する

回答票を、直接、下記の財政局契約第一課へ持ち込む

のいずれかを選んでください。

## \* 募集期間

平成15年10月17日(金)～平成15年11月7日(金)まで

郵送の場合は、11月7日(金)の消印有効です。

ご提出いただいたご意見・ご提案は、横浜市入札・契約制度改革検討委員会において集約し、入札・契約制度の検討にあたっての参考にさせていただきます。また、横浜市のホームページでも結果を掲載します(平成15年12月予定)。

市民の皆さんからの貴重なご意見・ご提案をお待ちしています。

お問合せ・提出先 財政局 契約部 契約第一課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

Tel 045-671-2244

Fax 045-641-2758

# 入札・契約制度改革検討委員会中間答申

はじめに

入札・契約制度改革検討委員会は、先の競売入札妨害事件を契機に、平成15年8月22日、市長から横浜市での公共工事の入札・契約制度改革について、「談合や入札に係る不祥事等の不正行為の防止を第一とし、入札における競争性・透明性の向上や工事の質の確保、さらには市内企業の活性化など、様々な角度から幅広く検討するよう諮問を受けました。

当委員会は、平成15年8月22日の第1回、9月4日の第2回、9月29日の第3回にわたり、横浜市における公共工事の入札・契約制度の現状と課題を分析・検討し、その改革の方向性について中間的にとりまとめたので、答申します。

平成15年10月8日

## 提言 1 不正行為の防止策の構築

指名停止措置等の強化など、不正行為に対する抑止策を講じるとともに、価格情報の事前公表等による不正行為の入り込む余地のない入札・契約制度を構築すべきである。

### < 具体策 >

項目	現行	方向性の提言
指名停止措置等の強化	本市談合：3か月～12か月	厳罰化をすべきである。
損害賠償条項の設定	未設定	設定すべきである。
入札等監視委員会の設置	未設置	設置すべきである (機能について継続して検討する。)
一般競争入札の対象範囲の拡大	政府調達協定対象工事(22.2億円以上)で実施	対象範囲を拡大すべきである。
指名競争入札における指名基準の見直し	行政区区分、希望順位、受注状況等の指名基準により選定	指名基準を整理すべきである。
予定価格の事前公表の拡大	原則として1億円以上の工事で実施	さらに公表範囲の拡大をすべきである。
最低制限価格及び低入札調査基準価格の事前公表	未実施	試行的に実施すべきである。

## 提言 2 競争性・透明性の向上

入札の競争性・透明性に優れた入札方式の対象範囲を拡大すべきである。

また、入札時の諸条件については、競争促進的要因を採用すべきである。

さらに、価格のみでなく、高い技術力等を持った業者の提案を評価できるような多様な入札方式の採用も検討すべきである。

### < 具体策 >

項目	現行	方向性の提言
一般競争入札の対象範囲の拡大(提言1再掲)	政府調達協定対象工事(22.2億円以上)で実施	対象範囲を拡大すべきである。
業者格付の見直し	業者格付(3～4ランク)に応じて発注	より簡素化すべきである。
競争促進的要因の拡充	優良業者、災害協力業者の優先指名	評価基準を明確化したうえで拡充すべきである。
低入札価格調査制度の対象範囲の拡大(注1)	政府調達協定対象工事は低入札価格調査制度、それ以外は最低制限価格制度	対象範囲を拡大すべきである。
多様な入札方式の採用(注2)	契約後VEの実施	入札時VE、総合評価方式及び設計・施工一括方式の採用を検討すべきである。
共同企業体の活用	共同企業体は積極的活用、混合入札は未採用	共同企業体の本来の趣旨に沿った採用を検討すべきである。

注1 低入札価格調査制度

最低入札価格が調査基準価格を下回ったときに、その価格によって工事が適正に履行されるかどうかを調査して落札者を決定する制度。

注2 多様な入札方式

(入札時VE)(VE=バリューエンジニアリング)

入札手続の中で工法・材料等の提案を求める方式。

(総合評価方式)

落札決定にあたって、価格以外の技術的要件も併せて評価し、落札者を決定する方式。

(設計・施工一括方式)(DB=デザインビルド方式)

設計、施工を一括して同一業者に発注する方式。

### 提言 3 工事の質の確保

工事監督、検査体制の充実を図り、不良・不適格業者の徹底した排除を実施し、工事の質の確保を図る必要がある。また、工事成績の良い業者を優遇する施策等を採用することも検討すべきである。

#### < 具体策 >

項目	現行	方向性の提言
監督、検査体制の充実	監督、完成検査を実施	監督、検査を強化すべきである。
発注者支援データベースの有効活用	1億円以上の工事で活用	活用範囲を拡大すべきである。
工事成績の活用	指名基準の一つ	優良業者の一層の優遇策を検討すべきである。

### 提言 4 市内企業の活性化

分離、分割発注にあたっては、コスト面を考慮したうえで、実施すべきである。

#### < 具体策 >

項目	現行	方向性の提言
市内企業優先枠の土俵づくり	原則として市内企業に優先発注	〔様々な意見もあり、今後も引き続き検討する。〕(注)
市内企業の下請としての活用	入札参加資格申請者及び落札者に要請	
分離・分割発注の見直し	実施	コスト面を考慮した分割発注を実施すべきである。

(注)委員意見

市内企業の保護・育成は、入札・契約制度で行うのではなく、別の振興策、例えば 低利の融資や助成などで行うべき。

市内経済活性化の観点から、市内企業優先を進めるべき。

もともと市内企業は施工場所に近く、入札で有利な状況にあるのだから、敢えて優先する必要はない。市外業者を排除する理由はない。市外業者と競争することにより、市内企業も活性化するのではないか。

地元企業を優先するのは、他都市でもやっている。ほとんどの工事は市内企業で施工できる。市内の枠の中で活発に競争してほしい。

建設業は市内経済においてウェイトが大きいこと、経済波及効果が大きいこと、どこの都市もやっていることから、市内企業優先すべき。

市内企業

登記簿上の本店及び建設業法上の主たる営業所の両方を市内に有する企業

市外企業

市内企業以外の企業

# 横浜市の入札・契約制度の見直し(アンケート)

次のアンケートにお答えいただいたのち、ご意見・ご提案を回答票にご記入ください。

## (アンケート)

このパンフレットの見開きにある「入札・契約制度改革検討委員会中間答申」においては、次の4つの提言が出されていますが、この4つのうち、横浜市の入札・契約制度の見直しを行う上で、あなたは、どれが一番重要だと思いますか？

一番重要だと思うものを下記の ~ の選択肢から選んだうえ、番号を回答票にご記入ください。

不正行為の防止策

競争性・透明性の向上

工事の質の確保

市内企業の活性化

## 回答票

アンケートの回答 ( )

ご意見・ご要望記入欄

ご意見等の提出先：横浜市財政局契約第一課

以下の4つのいずれかの方法で提出してください。

### 1 インターネットの場合

財政局ホームページの「入札・契約制度 ご意見を募集します」をクリックして以下の URL にアクセスして、直接、回答やご意見等を書き込んでください。

<http://www.city.yokohama.jp/me/zaisei/keiyaku/publiccomment.html>

### 2 郵送の場合

〒241-0017

横浜市中区港町1-1 財政局契約第一課

### 3 ファックスの場合

FAX : 045 - 641 - 2758

回答票の両面を送信してください。

### 4 直接持ち込みの場合

横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル2階  
財政局契約第一課

発行 横浜市財政局契約部契約第一課

発行日 平成15年10月

横浜市広報印刷物登録第150416号

類別・分類 C - BB080

古紙混入率70%の再生紙を利用しています。